

時間外労働
休日労働
に関する協定届

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）			
電気機械製造業		株式会社△△△茨城工場			東茨城郡茨城町越安0000(000-0000)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）		
						1か月(毎月1日)	1年(4月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	納期切迫のため	機械組立	10人	8時間	3時間	30時間	360時間	平成〇〇年
	納期切迫のため	加工作業	5人	8時間	3時間	30時間	360時間	〇月〇日から
	決算業務	経理事務	2人	8時間	3時間	30時間	360時間	1年間
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間
受注・納期の季節的による一時的な生産量増大のため		機械組立	10人	毎週土・日曜日	1ヶ月に1日			平成〇〇年〇月〇日から
		加工作業	5人		始業8時～終業17時			1年間

協定の成立年月日 **平成24年 10月 1日**

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 **加工作業主任**

氏名 **松井 太郎**

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

(**挙手による**)

平成24年 10月 1日

職名 **代表取締役**

使用者

氏名 **茨城 次郎**

㊞

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超過して延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
 - 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超過して延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超えて3箇月以内の期間及び1年についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える變形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。